

令和7年第5回津南町議会臨時会会議録

(8月19日)

招集告示年月日		令和7年8月14日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年8月19日 午後3時00分			閉会	令和7年8月19日 午後3時29分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長			
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長			
	教育長			建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長			教育委員会教育次長			
	監査委員			ジオパーク推進室長			
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者			
	福祉保健課長			病院事務長			
	税務町民課長						
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久	議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	2番	滝沢萌子		7番	風巻光明		

〔付議事件〕

（8月19日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第59号 令和7年度津南町一般会計補正予算（第7号）

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和7年第5回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午後3時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、2番、滝沢萌子議員、7番、風巻光明議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第59号 令和7年度津南町一般会計補正予算（第7号）

議長（恩田 稔）

議案第59号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 59 号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増です。歳出で、ニュー・グリーンピア津南建物表題登記委託料の増です。

建設課では、歳出で、ニュー・グリーンピア津南敷地内を通る町道大場線、小松原線の道路測量調査委託料の増です。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

すみません、では、一つだけ。今までニュー・グリーンピア津南の社宅に関しても家賃等は発生していたかと思うのですけれど、固定資産税等々は全く発生していなかったということなのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今、御指摘のあった部分については、固定資産税は発生しておりません。

議長（恩田 稔）

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

分筆登記のスケジュール感をお聞かせください。基本的に登記は、測量して、法務局の現地調査があらうかと思いますが、そこら辺、来年 3 月になると雪の心配をしなくてはいけませんので、その辺のスケジュール感を教えてください。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

この分筆測量につきましては、2 件の委託を出したいと思っております。この補正が終わりましたら、すぐにでも発注したいと思っております。そして、雪降りまでに現地関係

を全て終わらせられればと思っております。内容は冬に掛かると考えておりますので、今年度中には終わらせたいと考えております。業者が決まり次第、業者と打合せをして、スケジュール的にはまた検討します。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

町道もそうなのですが、ほかにスキー場とか水源地とか分筆しなければいけない場所もあるかと思うのです。この町道だけを今先行してやらなくてはいけない、その理由は何でしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

この両方の町道につきましては、やはり住民の方が使用している道路ということですので、売買に掛からないようにしたいということで、早めをお願いしているところでございます。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

前段の少しお話があったところの、今現在、優先交渉権を与えたなかで㈱イントランスと交渉を進めているということで、御指摘のあった水源地とかその他スキー場の部分というところは、土地の部分についてはもう既に登記はされているものであります。今ほど建設課長が申したとおり、今後、譲渡をするに当たっては、町道の部分をしっかりと分筆登記をするための測量等をしっかりとしておいて、この部分だけは譲渡外だというようなところをはっきりさせるために、今回、町道の部分については先行して、なおかつ冬前にということでやらせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

A社・B社にかかわらず、分筆しなければいけない。正確な道路の分筆が必要だということですね。今も町道がありますけれど、そこを法面とか側溝とか、そういう所をはっきりさせるということなのではないでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

今現在、分筆がそれほどされていなかったものですから、道路の幅と構造物系、法面につきましては場所が変わると思いますけれど、その辺の境界、どこまでが町道だと現地を確認して、その幅等を決めてまいります。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

最初に言いましたけれど、この町道だけを先行してやるのはしなくてもものではないかと思うのです。ほかの所もスキー場なりしなければ。しなくてもよろしいのですか。してあるから、いいという。今回の売却に関しても、そのままでいいわけですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

議員が心配される所、例えば水源地とかは、基本的に今のところ株イントランス社と協議しているのは、その部分は売却しないで、町の土地のまま賃貸のままで借地というかたちで今検討しているところでございます。分筆作業が伴うものは、この町道2路線ということで御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

今の栗原議員の関連なのですけれども、確認だけさせていただきます。

今、この町道だけきちんと分筆登記をして、ほか水源地等は町の建物のままで賃貸とするということですが、以前、意外と町のものなどで土地とかが登記されていないというような御説明もいただいていたところです。今後、土地とかの登記に係る経費というのはもう発生しないという理解でよろしいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今ほどの議員の御指摘のところは、先ほども申し上りましたけれども、優先交渉権を与えた(株)イントランスとの協議が今も始まっております。そういったなかで私どもとすれば、先ほど申しあげましたとおり、土地については全て登記は終わっているものですから、それをそのまま所有権移転ということであればいいのかなと思っておりますが、ここも再度、話合いの中で。しっかりと水源地の辺りとかは借地だという確認は取れているのですが、(株)イントランスさんのほうが更にそういったことをしっかりやってくれと言うかどうか、これはまた聞いていかなければいけない部分もあろうかと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

確認なのですが、では、町の土地とか、あの周辺に関しては、もう登記が全部終わっているという理解でいいということですね。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今回はあくまでも建物の所なので、土地については全て登記は終わっているものですから、その部分については大丈夫だということです。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

2点ですけれども、まず、財源の問題。毎回、毎回、補正予算になると繰越金増というかたちで出てきていますけれども、これで累計3億8,000万円になるわけです。私は、繰越金増というよりも繰越金取崩しという表現のほうがいいのではないかと思うのですけれども。確か繰越金は4億円そこそこだったというふうに私は予算上は見ているのですけれども、3億8,000万円、これで繰越金を使うと、残額はどのくらいあるのか。1点、教えてください。

それと、同じ分筆の件ですけれども、私たち産業建設常任委員会で今回、大谷内ダムとか源内山ダムを見学に農林振興課長と一緒にさせていただきました。例えば、大谷内ダムに入っていくのに1kmまでいきませんが、四、五百m道を車で通って入りました。源内山はもうちょっと近いのですけれども。当初、昨年11月に副町長はじめ総務課長といろいろ相談をして、土地の売却はここまでにしようということで大谷内ダムの周辺、あるいは源内山ダムの周辺は外そうということで色付けしました。今回は、その辺が優先交渉権の中でどういうふうになっているのか分かりませんが、いずれもそのダムに行くのに道を

通っていきますけれど、これは単純に私道なのでしょうか。ということは、もし、売却になれば、その道は一般町民とか土地改良区は通ってはいけないというような懸念があるのですけれども、その辺のダムまでの通路をどういうふう to 今後するのか、その方針を教えてください。

この2点です。以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の御質疑ですけれども、今のところ繰越金の留保財源は、今回、5,400万円ほど使った後に1億4,000万円ほどの留保がございます。

2点目の件なのですけれども、現況で第三者の名義の敷地、例えば、東京電力㈱の鉄塔敷地とか、議員がおっしゃいました大谷内ダム周辺の土地改良区の水路とか道路につきましては、名義が津南町でない、津南町の名義になっていなくて、多分、土地改良区の名義になっていたりするのではないかと思います。確認いたしますけれども、それは当然、はじめから売買の対象にはなっておりませんので、ダムに行くまでの道路等は、今までどおりの使用という感じになろうかと思います。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

3点、お聞きしたいです。

全部で87棟の建物表題登記ということだったのですけれども、全て㈱イントランスさんへの売却の対象の建物というふうに認識していいのか、そうではなくて、その中から選んでもらうということなのか。今ほどの土地と同じだと思っておりますけれども、売却しないのに登記をする必要があるのかという話にもなってくると思うので、今のところ、87棟の全てを㈱イントランスさんのほうに譲渡するというのでいいのかというのを1点、お聞かせください。それがつながってくる話だと思うので、お願いします。

あと、㈱津南高原開発さんのほうが所有する建物というのは、もちろんこの中には入っていないということでしょうか。私の認識が間違っていたら教えてもらいたいですけれども、ホテル棟に入る手前の二つの「はいこんちょ」さんというものですか、それと隣の釣りのところのもの、それと、キャンプ場のほうにも㈱津南高原開発さんの所有のものがあると認識しているのですけれども、それは抜いてあって、こちらになっているのかというのをお聞かせください。

最後、3点目です。これも石田議員や栗原議員の話とちょっと似てくるのですけれども。元々、私も全部がまだ登記されていないという認識を持っていて、行政からの説明の時にもそう感じてしまっていたので、土地は登記されていたのだなと思ったのですけれども、逆になのですが、国の年金保養基地から町が譲渡を受けた際に、町の登記をしたのか、それ

とも、そもそも年金保養基地ができる時にはもう町の持ち物になっていたのかというのを分からないのです。登記されているのであれば、建物も登記されていたのではないかなど勝手に思うのですけれど、その辺りはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

まず、1点目の御質疑でございます。先ほど申し上げたとおり、今現在、私どもとしては、87棟の全てを優先交渉権のある㈱イントランスさんのほうに御購入いただければとは思っています。ただ、議員の御指摘があったとおり、土地の関係が今後出てきますので、㈱イントランスのほうから「その部分はいらない」というようなお話があれば、それは協議に応じる必要があるだろうとは思っています。

それから、二つ目の御質疑です。これについては、87棟の中に今現在、ニュー・グリーンピア津南さんで登記をしているところではないのですが、ニュー・グリーンピア津南さんの持ち物ということでは、その中に12件あります。議員が御指摘であったお土産屋さんの「はいこんちょ」、こういったところであったり、あるいはキャンプのコテージ、あるいは休憩室という所が一部、ニュー・グリーンピア津南さんのものということになっています。87棟の中にはそれが入っています。今後、この取扱い等々につきましては、当然、これから10月以降、短期契約を結ぶというような予定でおりますが、こういったことのなかで話し合いを進めていくしかないかなとは思ってございます。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

このニュー・グリーンピア津南を建設する当時、当然、地域の、例えば秋成とか米原とかの土地を買うわけでございます。その時に登記をされていないと売買登記もできないわけですので、土地については登記されているものです。建物については、これは国とか地方自治体が持っている建物の多くは登記されていない。国というか年金福祉事業団が持っていた当時も登記されていなくて、町もそのまま引き継いだ経過で建物については登記されていないということです。町がもらった時の経緯はちょっとあれなのですけれども、そのまま建物を引き継いだということで、登記までは手が回っていないというところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

87 件に 12 件が入っていないと私は思っていたのですけれど、入っているということは、この表題登記をするに当たって、(株)津南高原開発さんの名前の登記の分もこの予算の中に入っているという意味なのか、私が理解できていないのですけれど、そういうことなのか確認させてください。

今ほどの副町長の答弁でも、「土地を登記していないと」ということだったのですけれど、その時点で登記上、町の持ち物として年金保養基地をやっていたから、元々ずっと登記をしなくても町の物だったという認識でいいということですか。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

1 点目のところは、先ほど申し上げたとおり、お土産の「はいこんちょ」さんほか、キャンプのコテージ、休憩室といったところが 12、ニュー・グリーンピア津南さんのものとしてあります。ただ、ニュー・グリーンピア津南さんがその部分を登記してあるかどうかというところなのではすけれど、そこは恐らくニュー・グリーンピア津南さんが登記していないのではないかとはいっています。ただ、そこの部分を含めて、今回、私どもとしては表題登記をさせてもらうというようなことで考えていますが、これもまた(株)津南高原開発さんとの話合いの中で、この 12 棟の建物についての。これが最終的に分かりませんが、短期契約の中でうたわれるのか、ほかのところでもうたわれるのか分かりませんが、それを有償なのか、あるいは無償譲渡なのかというところなどは、(株)津南高原開発さんと話合いを今後していく必要があるだろうとは思っています。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

当初、年金福祉事業団に名義を変えて、平成 17 年に今度はそこから津南町の名義に変える時、当然、登記されている物件を集計、登記している分というところだと思います。

議長 (恩田 稔)

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

理解が深まりました。(株)津南高原開発さんの 12 件も登記されていないから、(株)津南高原開発さんも登記できるわけがないということなのかなと思うのですけれど、建物自体は(株)津南高原開発さんが造ったものなわけですよ。ということを今、総務課長は。今後、協議が必要になっていくという認識で議員は思っていればいいということなのですか。建物自体の登記もできていないのを建物は建ててできていくわけで、その場合に、できた当初、

登記しなくていいというふうになるのかというと、そうならないのではないかと考えていて。民間事業者が造っていたとすると。でも、今の話を聞いていると、登記をしていないから、そもそも建物を建てても所有者が誰か分からないというふうに認識していいということなのですか。もう1回、ゼロベースで表題登記をしっかりと、その所有が、仮にですけれど(株)津南高原開発さんのものだというふうになる手続も含めてこの中に入っているということでもいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

(株)津南高原開発さんが御自身のお金で建てたのは「はいこんちよ」と、その裏の釣り堀、購入したのが押付のスキー場のロッジの隣の、それがニュー・グリーンピア津南さん御自身で購入したのだと思います。バンガローのほうは、年金福祉事業団から年金資金運用基金へ1回、同じ国同士というか名義が変わった時に、バンガローの部分だけ新しく年金資金運用基金のほうはいらぬというような話をされたみたいで、(株)津南高原開発さんの名義にしたというお話は聞いております。そこは前からあったものですが、国というか年金資金運用基金が引き取らなかつたので、(株)津南高原開発さんの名義になったと伺っております。そこについては、当然、登記されていないということです。多分、押付のほうは、ニュー・グリーンピア津南さんが買う以前に所有者がいたものですから、そこは当然、登記されているのだと思います。ニュー・グリーンピア津南さんが独自で造った「はいこんちよ」と釣り堀は、どうも登記されていないような感じがしているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第59号について採決いたします。

議案第59号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和7年第5回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後3時29分）—